

青少年を取り巻く問題と保護者の意識に関するウェブ調査集計結果

1 調査の概要

調査対象 ウェブ調査事業者登録モニター（県内在住で 18 歳未満の子を有する保護者 2,000 名）

調査期間 令和 2 年 2 月 7 日（金）～2 月 9 日（日）

2 設問ごとの結果

数値は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、単一選択の設問であっても、割合の合計が 100% にならない場合があります。

○神奈川県青少年保護育成条例について

【条例の周知度】

Q1 神奈川県では、18 歳未満の青少年を有害な環境から守るために「青少年保護育成条例」を定めています。この条例について、知っていることを全て選んでください。（N=2,000）

選択肢		割合[%]
1	保護者は青少年を深夜（午後 11 時～午前 4 時）に特別な事情もなく外出させてはならない	52.6
2	保護者は原則、深夜（午後 11 時～午前 4 時）に青少年を同伴して外出しないように努めなければならない	35.1
3	カラオケやインターネットカフェ等は保護者同伴であっても、深夜（午後 11 時～午前 4 時）に青少年を入店させてはならない	41.7
4	青少年に成人向け雑誌・DVD や有害がん具などを販売したり見せたりしてはいけない	41.6
5	青少年に不適当なゲームソフト（Z 区分※）を販売したり見せたりしてはいけない	32.9
6	保護者の承諾なく、青少年から物品を買い取ったり、商品券などと交換したりしてはいけない	26.1
7	青少年にみだらな性行為やわいせつな行為を行ってはならない	48.0
8	保護者は、青少年が利用する携帯電話端末等（スマートフォンを含む）のフィルタリング（※）を原則解除できない	20.1
9	いわゆる「JK ビジネス（※）」など、青少年健全育成を阻害するおそれのある営業には、青少年に従事させてはならない。また、青少年を客としてはならない	36.4
10	条例があることは知っているが、内容はよく知らない	16.2
11	全く知らない	18.5

※ 「フィルタリング」とは、青少年に違法・有害と思われるサイト（出会い系、アダルト、違法薬物サイトなど）への接続を制限する機能のことです。

※ 「Z 区分」とは、コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）が審査を行う年齢別レーディング制度によるゲームソフトの区分の 1 つで、18 歳以上のみを対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。



（Z 区分の表示）

※ 「JK ビジネス」とは、女子高校生によるサービス（主に異性の客に体を接触し、又は客に体を触らせる、個室等で主に異性の人に姿態を見せる等）を提供する営業のことです。

【携帯電話端末等】

(無線 LAN を介したインターネット接続に関する認知度)

Q2 次の機器が無線 LAN を通して、屋外やお店などでインターネットに接続できることを知っていますか。知っているものを全て選んでください。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	スマートフォン	91.1
2	携帯型ゲーム機 (Nintendo Switch、ニンテンドー3DS、PlayStation Vita など)	57.9
3	タブレット型端末 (iPad、Galaxy Tab など)	58.0
4	携帯型音楽プレーヤー (iPod touch、ウォークマン F シリーズなど)	33.3
5	知らない	8.2

(青少年の携帯電話端末等の使用状況)

Q3 あなたのお子さま (複数の場合は 18 歳未満のうち最年長のお子さま、以降の質問でも同じ) は携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等 (携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器、以降の質問でも同じ) を使用していますか。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	使用している (所有者や契約者が本人でない場合も含みます)	53.8
2	使用していない	38.3
3	わからない	7.9

(Q3 で「1 使用している」と回答した人のみ)

(使用している携帯電話端末等の種類)

Q4 現在、お子さまが使用している携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等の種類はどのようなものですか。(N=1,076)

選択肢		割合[%]
1	機能限定・子ども向け仕様の携帯電話やスマートフォン (メールやインターネットの利用が制限されるなど、子どもによる使用を想定したもの)	15.8
2	一般的な携帯電話 (フィルタリング等で機能を制限している端末を含みます)	7.0
3	一般的なスマートフォン (フィルタリングサービスやアプリ等で機能を制限している端末を含みます)	74.7
4	タブレット型端末 (フィルタリング等で機能を制限している端末を含みます)	18.6
5	その他 (携帯電話回線付きゲーム機等)	5.7

※ 「フィルタリング」とは、青少年に違法・有害と思われるサイト (出会い系、アダルト、違法薬物サイトなど) への接続を制限する機能のことです。

(Q3 で「1 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等を使い始めた時期)

Q5 お子さまが、携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用し始めた時期はいつですか。(N=1,076)

選択肢		割合[%]
1	小学校入学前	9.0
2	小学校 1 年生～3 年生	13.6
3	小学校 4 年生～6 年生	28.9
4	中学生	38.3
5	高校生	8.8
6	わからない	1.4

(Q3で「1 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等の使用目的)

Q6 お子さまに携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を使用させている理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。(N=1,076)

選択肢		割合[%]
1	家族との連絡で必要なため	75.4
2	友達との連絡で必要なため	42.3
3	部活や習い事、塾等で必要なため	37.1
4	学習等で調べ事をするのに便利なため	22.5
5	子どもからせがまれたため	20.1
6	その他	3.1
7	特になし	7.1

(Q3で「1 使用している」と回答した人のみ)

(青少年が受けた悪影響・トラブルの内容)

Q7 携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を使用したことにより、お子さまに次のような悪影響やトラブルがありましたか。当てはまるものを全て選んでください。(N=1,076)

選択肢		割合[%]
1	睡眠不足になった	25.0
2	家族や友達と過ごす時間が減った(手伝いをしない、外で遊ばない等)	18.4
3	成績が下がった	13.8
4	肩こりや頭痛、めまい等の不調を訴えるようになった	7.6
5	無料アプリやコミュニケーションアプリが原因で友達等とトラブルになった	4.0
6	メールが原因で友達等とトラブルになった	2.9
7	誹謗中傷のメールやチェーンメールが届いた	1.9
8	身に覚えのない料金請求のメールが届いた	1.2
9	歩きスマホ等により何らかのトラブルにあった	0.7
10	無断で携帯・スマホ向けの有料ゲームを利用することにより、多額の請求が届いた	1.8
11	掲示板等に個人の誹謗中傷などの書き込みをされた	1.0
12	ネット上で知り合った人と会う約束をしたり、実際に会う等をしてしたりしていた	1.8
13	個人情報を知られた(盗まれた)	0.6
14	下着姿や裸の写真を撮ったり送ったりしていた	0.3
15	その他	1.2
16	悪影響やトラブルは特にない	54.0

(Q3で「1 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等の1日の使用時間)

Q8 お子さまは、携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等を1日にどのくらい使用していますか。＜使用内容：電子メールの送受信、掲示板・ブログ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス※）のメッセージのやりとり、サイトや動画の視聴、ゲーム＞（N=1,076）

選択肢		割合[%]
1	30 分以内	10.8
2	1 時間以内	20.4
3	2 時間以内	25.2
4	3 時間以内	13.8
5	4 時間以内	5.3
6	5 時間以内	3.3
7	5 時間より長い	6.6
8	携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等ではこれらのサービスを利用させていない	2.2
9	わからない	12.4

※ SNS（Social Networking Service）とは、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービスのことです。ツイッターや LINE などが例として挙げられます。

(Q3で「1 使用している」と回答した人のみ)

(携帯電話端末等の使用のルール設定の有無)

Q9 あなたはあなたのお子さまと、インターネットの利用について家庭でルールを設けていますか。
(N=1,076)

選択肢		割合[%]
1	設けている	61.4
2	設けていない	38.6

(Q9で「1 設けている」と回答した人のみ)

(家庭内で設けているルールの内容)

Q10 家庭では、どのようなルールを設けていますか。当てはまるものを全て選んでください。(N=661)

選択肢		割合[%]
1	利用できる時間帯を制限する	57.5
2	利用できる場所を制限する（リビングのみでの使用等）	34.8
3	利用する際のマナーを決める（誹謗中傷をする書き込みをしない等）	37.2
4	メールやメッセージを送る相手を決める	10.0
5	1 日の利用時間を決める	33.9
6	1 か月の利用料金を決めておく	12.4
7	困ったときはすぐ保護者に相談する	37.1
8	利用できるサイトやアプリを制限する（子ども向け仕様・フィルタリング等、端末での設定により制限していても、お子さまとのルールを設けていない場合は含みません）	34.2
9	ルールを守れなかった場合の対応を決めておく（一時利用禁止等）	31.3
10	その他	2.4

(Q9で「2 設けていない」と回答した人のみ)

(家庭内でルールを設けていない理由)

Q11 ルールを設けていない理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。(N=415)

選択肢		割合[%]
1	子どもが自分で管理ができると思うため	49.6
2	フィルタリングの機能が充実しているため	14.0
3	ルールを作っても守らないと思うため	28.2
4	トラブルになる事はないと思うため	7.7
5	ルールをどのように作ればよいかわからないため	11.1
6	家庭でルールを作ると保護者も守らないといけないため	5.5
7	その他	7.5

(Q3で「1 使用している」と回答した人のみ)

(青少年の携帯電話端末等利用へのフィルタリング設定の有無)

Q12 あなたは、あなたのお子さまが携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末等を使用する際に、フィルタリング(※)を設定していますか。(N=1,076)

選択肢		割合[%]
1	設定している	50.1
2	設定していない	41.9
3	わからない	8.0

※ フィルタリングとは、青少年に違法・有害と思われるサイト(出会い系、アダルト、違法薬物サイトなど)への接続を制限する機能のことです。機能制限付きや子ども向け仕様の携帯電話・スマートフォンであっても、フィルタリングの利用には事前の設定が必要な場合があります。

(Q12で「2 設定していない」と答えた人のみ)

(フィルタリング設定をしていない理由)

Q13 フィルタリングを設定していない理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。(N=451)

選択肢		割合[%]
1	子どもが仕事や日常生活で著しい支障をきたすため	13.1
2	フィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できるため	35.9
3	子どもから解除してほしいと頼まれたため	4.9
4	フィルタリングの設定はカスタマイズが難しいため	11.1
5	フィルタリングの内容がわからなかったため	12.0
6	フィルタリングサービス自体を知らなかったため	5.1
7	その他	3.5
8	特に理由はない	29.9

(インターネットの適切な利用を促すために有効だと思う取組み)

Q14 青少年のインターネットの適切な利用を促すために有効だと思う取組みはどのようなものだと思いますか。当てはまるものを全て選んでください。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	学校の授業等で、インターネットに潜む危険性について取り扱う	62.9
2	インターネットに潜む危険性について啓発する講演会・座談会の開催	23.4
3	家庭でのルール作りを推進するための講座の開催	30.5
4	家庭外(学校・友人間等)でのルール作りを推進するための講座の開催	22.8
5	インターネットに潜む危険性に関する広報の充実	32.9
6	インターネットトラブルに関する相談体制の充実	27.0
7	学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込み禁止	25.1
8	その他	1.5
9	特に必要はない	19.4

(Q14で1～8のいずれかを回答した人のみ)

(SNSを適切に利用するために必要なこと)

Q15 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス※)について伺います。青少年がSNSを適切に利用するために必要なことはどのようなことだと思いますか。当てはまるものを全て選んでください。(N=1,612)

選択肢		割合[%]
1	個人情報をインターネット上に書き込まないように注意する	78.4
2	フィルタリングサービスを活用する	54.0
3	利用する時間や場所などのルールを決める	46.6
4	学校でのSNSの利用についての教育を充実させる	50.4
5	保護者に対してのSNSの利用についての啓発を充実させる	33.4
6	青少年にSNS自体を利用させないようにする	20.4
7	フィルタリングサービスの性能や機能を向上させる	38.9
8	その他	0.8
9	わからない	4.1

※ SNS(Social Networking Service)とは、インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービスのことです。ツイッターやLINEなどが例として挙げられます。

【青少年指導員】

(青少年指導員の認知度)

Q16 神奈川県には、「青少年指導員(※)」として、県内の各地域で青少年の健全育成活動を行っている方々がいますが、そのことを知っていますか。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	活動内容を知っている	7.7
2	名称は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	33.3
3	知らない	59.1

※ 横須賀・小田原・南足柄市は「青少年育成推進員」、綾瀬市は「青少年育成員」、海老名市は「青少年指導嘱託員」として活動しています。

○神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例について

(青少年喫煙飲酒防止条例等の周知度)

Q17 神奈川県では、未成年者の喫煙や飲酒をより効果的に防止するために、「青少年喫煙飲酒防止条例」を定めていますが、この条例及び関係法令について、知っていることを全て選んでください。
(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	販売店や飲食店は、たばこや酒類を購入しようとする者が未成年者と思われるときは、証明書により年齢確認をしなければならない	53.0
2	たばこや酒類の自動販売機には、成人識別装置を設置しなければならない	43.4
3	保護者は、未成年の子の喫煙や飲酒を未然に防止する責務がある	41.1
4	未成年者に喫煙や飲酒を勧めたり、そのための場所を提供したり、買い与えたりしてはならない	40.6
5	保護者が未成年の子の喫煙や飲酒を制止しない場合には、法律で罰せられる	29.5
6	条例があることは知っているが、内容はよく知らない	10.7
7	全く知らない	25.8

(条例を知ったきっかけ)

Q18 この条例について見かけたことがあるものを全て選んでください。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	年齢確認の協力を呼びかけるポスター	23.6
2	年齢確認の協力を呼びかけるスイング POP 	25.1
3	県や関係業界等が実施するイベント（キャンペーン）やそこで配布されたチラシやティッシュ	7.3
4	学校で配布されたチラシ	8.6
5	県ホームページ	3.8
6	県のたより	4.5
7	新聞等の報道	3.5
8	その他	0.2
9	見かけたことがない	55.1

(証明書による年齢確認の実施状況に対する認識)

Q19 販売店や飲食店において、たばこやお酒を購入しようとする方が未成年者と思われる場合、証明書（運転免許証や学生証等）による年齢確認が実際にどの程度行われていると思いますか。それぞれ当てはまるものを1つ選んでください。(N=2,000)

業種ごとの結果[%]	必ず行われている	ある程度行われている	あまり行われていない	全く行われていない	わからない
コンビニエンスストア	25.8	34.2	15.2	5.0	19.9
スーパーマーケット	19.9	35.1	17.9	4.8	22.5
たばこ屋	18.1	26.4	14.2	5.2	36.3
酒屋	17.1	27.0	15.1	5.7	35.3
駅の売店	11.8	25.8	20.5	6.8	35.3
居酒屋	12.1	30.5	20.1	6.8	30.7
カラオケボックス	9.1	27.0	22.8	8.0	33.2
ファミリーレストラン	9.9	30.1	21.4	7.4	31.3

(保護者の家庭での青少年喫煙飲酒防止教育についての認識)

Q20 未成年者の喫煙・飲酒を防ぐために、家庭内で実践すべきことについて、あなたの考えにもっとも近いものを 1 つ選んでください。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	家庭内で、幼少期から繰り返しお酒やたばこの害について教えるべきである(教え方に特に不明な点はない)	40.0
2	家庭内で、学齢期から繰り返しお酒やたばこの害について教えるべきである(教え方に特に不明な点はない)	36.9
3	家庭内で、お酒やたばこの害について教えるべきであるが、教え方がわからない	12.7
4	家庭内で教育する必要はない	10.5

(青少年の喫煙飲酒を助長する行為への認識)

Q21 保護者が未成年者に「おつかい」としてお酒やたばこを購入させることについてどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものを 1 つ選んでください。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	お酒やたばこであっても、「おつかい」は子どもの社会経験として必要なものであるため、「おつかい」の場合は、各家庭の判断で購入させてもよい	17.7
2	「おつかい」であっても、お酒やたばこの購入への抵抗感を低下させるおそれがあるため、各家庭の判断で購入させるべきではない	30.6
3	「おつかい」と偽って、実際には未成年者自身が喫煙や飲酒をするために買い物に訪れる状況を生じさせるおそれがあるため、社会全体として購入させるべきではない	51.8

(青少年の喫煙飲酒防止に向けての取組み)

Q22 県と関係業界では、未成年者の喫煙・飲酒防止に向けて、協力して様々な取組みを進めていますが、今後、どのような対策を強化する必要があると思いますか。必要があると思うものを 全て 選んでください。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	証明書による年齢確認の取組みをさらに徹底する	55.8
2	未成年者の喫煙・飲酒防止に関するポスターや POPなどを店頭に掲示し注意喚起する	30.9
3	販売店や飲食店の責任者、従業員が積極的に未成年者に声かけや注意をする	37.2
4	関係業界の自主的な取組みが進むように、店舗等への PR を徹底する	22.8
5	保護者への PR を徹底する	23.8
6	周囲の大人が未成年者に声かけや注意を行えるように、県民への PR を徹底する	21.9
7	子どもに対して喫煙飲酒防止のための教育を充実(強化)する	35.1
8	その他	1.6
9	わからない	16.5

(周知啓発等)

Q23 条例（青少年喫煙飲酒防止条例、青少年保護育成条例）の効果的な PR 方法などについて、ご意見やアイデアをお寄せください。(100 字以内)

主な回答は次のとおりでした。(回答を集約して掲載)

- ・ 幼少期、小学校低学年から教育する
- ・ 学校教育のカリキュラムを充実させる
- ・ 学校で講習会をする
- ・ 見やすく大きなポスターを学校や店舗に貼る
- ・ 電車内のモニターや駅などで広告を表示する
- ・ テレビやインターネットで CM を流す
- ・ ユーチューブなどの SNS を活用して PR する
- ・ お酒やたばこを購入する際に、見た目に関係なく全ての人に年齢確認をする
- ・ 子どもたちにわかりやすいように、条例や喫煙飲酒の害についてアニメなどで紹介する。
- ・ 知名度の高い人に PR してもらうことで訴求力を高める
- ・ 啓発ポスターのコンテストをする
- ・ お酒やたばこの害について医学的な観点から具体例を見せる

○回答者の属性

Q1 あなたのお住まいの地域を選択してください。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	横浜市	41.0
2	川崎市	17.0
3	その他の地域	42.0

Q2 あなたの性別を選択してください。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	男性	50.0
2	女性	50.0

Q3 あなたの 18 歳未満のお子さま(複数の場合は、18 歳未満のうち最年長のお子さま)の学齢を選択してください。(N=2,000)

選択肢		割合[%]
1	乳幼児（小学生未満）	25.0
2	小学生	25.0
3	中学生	25.0
4	高校生	25.0